

きょうだい児多子軽減届出書

の提出について

就学前のきょうだい児が給付対象外施設等（下記表の施設）に在園している場合は、**きょうだい児多子軽減届出書**および**在籍等証明書**を提出すると、認可保育所や地域型保育事業（小規模保育事業等）を利用する0～2歳児クラスのお子さんの利用料が変わる場合があります。また、幼稚園、認定こども園及び認可保育所を利用する3～5歳児クラス（幼稚園、認定こども園（教育利用）は満3歳から）の副食費が免除（第3子）になる場合があります。

【提出先】 保育所等のある区の区役所こども家庭支援課

* 利用施設・事業が決まった後に提出してください。

給付対象外施設等
<ul style="list-style-type: none">・ 横浜保育室・ 特別支援学校幼稚部・ 児童心理治療施設通所部・ 児童発達支援及び医療型児童発達支援・ 居宅訪問型児童発達支援・ 企業主導型保育事業・ 幼稚園（私学助成園を利用中で、利用施設届出書を提出していないお子さんはきょうだい児多子軽減届出書及び在籍等証明書の提出が必要です。）

※ 「きょうだい児多子軽減届出書」および「在籍等証明書」は、横浜市ウェブサイトからダウンロードしてください。区役所こども家庭支援課でも配布しています。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/>

【提出先】各区こども家庭支援課 保育担当宛

（市外局番は045）

区名	住所	電話番号
鶴見区	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816
神奈川区	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7157
西区	〒220-0051 西区中央一丁目5番10号	320-8472
中区	〒231-0021 中区日本大通35	224-8172
南区	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1149
港南区	〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号	847-8498
保土ヶ谷区	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6397
旭区	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173
磯子区	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2435
金沢区	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7795
港北区	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2280
緑区	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2331
青葉区	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428
都筑区	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463
泉区	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2413
栄区	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8463
戸塚区	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8467
瀬谷区	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5782